令和6年度　石川県特定最低賃金専門部会
第3回 百貨店部会　議事録

開　催　日　時		令和6年10月28日　月曜日　15時30分～17時45分		
開　催　場　所		金沢駅西合同庁舎2階 共用2会議室		
出席委員	公益代表委員	粟田　真人	木村　弘	田中　英男
	労働者代表委員	京堂　陽	酒井　努	
	使用者代表委員	石野　弘幸	橋本　政人	山下　修平
	欠　席　委　員	労働者代表委員 増田　明朗		
	事　務　局	細貝労働基準部長	石間補佐	
		植田労働基準監督官	春名賃金調査員	
次第	1　開会 2　議題 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正金額について 3　閉会			
議事内容	・別紙のとおり			

別紙

令和6年度　石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会　第3回百貨店部会　議事録

令和6年10月28日（月）
15時30分~17時45分
金沢駅西合同庁舎2階　共用第2会議室

【木村部会長】　それでは定刻になりましたので、第３回百貨店部会を開会したいと思います。

部会の成立状況について報告お願いします。

【事務局】補佐　本日は、労働者代表の増田委員から欠席のご連絡をいただいております。

現在、９名中８名のご出席で、最低賃金審議会令 第６条第６項に定める定足数である全委員の３分の２以上、又は公労使各側委員の３分の１以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

【木村部会長】　議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私木村が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員お願いします。

それでは議事に入ります。まず、前回の部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。

労働者側の発言としては、流通パートの賃上げ 6.01%を基に計算すると 1,007 円のところ、協約金額での制限があるので 1,000 円とのご主張でありました。

使用者側の発言としては、基幹産業としての他の産業の最低賃金の動向も、もう少し見定めたいということで、前回のところは、具体的な数字は示されていない、という状況でございました。

以上が労使各側のご意見の概要でございましたが、労使双方の委員の皆さんとも真摯にご議論をいただき、円満に、全会一致を目指した審議を進めていくことを基本姿勢として、ご努力いただいていると確信しております。

本日が３回目の専門部会となりますので、公益委員としても、できる限りの調整をさせていただきたいと思います。是非、本日の部会において、全会一致での結審に至ることができるご議論をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日も前回に引き続き金額等について、労使双方から個別にご意見をお伺いしたいと思いますが、その前に、この場で何かご発言がありましたら、お聞きしたいと思います。

労働者側委員の方からご意見をお伺いしますが、いかがですか。

【酒井委員】　皆さんお疲れ様です。こちらとしましては、先ほど、これは木村部会長から話があった通りですね、今回出している最下限額 1,000 円でしたので、1,000 円でどうにかできないかというふうに考えているところでございます。富山の方がですね先ほど聞きましたら、1,003 円で決まったというふうに聞いておりまして、できる限り人材流出を防ぐために1,000 円と差はありますけれど、1,000 円ということができるよう考えているところでございます。

影響率についても、1,000 円という数字ではそんなに大きく下がるものではないということでありますので、というのが私どもの主張だということです。ただ、使側の方からもですね、ほかの特賃の状況も踏まえた上でまた検討するというようなお話があったとお聞きしてますので、その辺はこちらもできるだけ、全会一致目指していきたいと考えておりますので、いい議論ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【木村部会長】　その他の労働者側委員の方いかがでしょうか。よろしいですか。よろしければ、使用者側委員の方からご意見をお伺いしたいと思います。いか

がでしょうか。

【橋本委員】　それでは、午前中は電機部会が決着をしましたし、最初に機械関係が決着しておりますので、私どもそういった県内の業種も当然見ながら、百貨店の業種はどうあるべきかということについてお互い納得いくような議論ができればなというふうに思ってますので、できるだけ歩みよりお互いできるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

【木村部会長】　そのほかの使用者委員の方はよろしいですか。

よろしければ、ここで部会をいったん休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は、控室についてご案内お願いします。

【事務局】補佐　労働者側の控室は、２階 第４会議室を、使用者側の控室は、２階 第３会議室をご用意しております。

【木村部会長】　それでは、ご移動お願いします。

（公労・公使折衝）

【木村部会長】　部会を再開いたします。

改正金額は 994 円です。引上げ額は 44 円です。この金額でよろしいですね。

【各側委員】　異議なし。

【木村部会長】　それでは、改正金額 994 円を当部会の結論といたします。

本審石川地方最低賃金審議会に提出します部会報告書案を配布の上読

み上げをお願いします。

(部会報告書（案）配付）

【事務局】補佐　案

令和6年10月28日

石川地方最低賃金審議会、会長粟田真人殿

石川地方最低賃金審議会、石川県百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会、部会長木村弘

石川県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月27日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。読み上げは省略させていただきます。

別紙

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1　適用する地域

石川県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 994 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和６年 12 月 31 日

【木村部会長】　この部会報告書案でよろしいですか。

【各側委員】　異議なし。

【木村部会長】　それでは、この部会報告書を本審会長あて提出することといたします。

なお、８月 27 日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、部会の決議をもって本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の決議をもって答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配付してください。

（答申文を配付）

【木村部会長】　答申文の内容は、審議会長あての部会報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということでよろしいでしょうか。

【各側委員】　異議なし。

【木村部会長】　それでは、読み上げを省略します。

答申後の手続き等について事務局から説明してください。

【事務局】補佐　この答申につきましては、本日、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、

石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。

公示日の翌日から起算して 15 日間の公示を必要としますので、11 月 12 日火曜日まで公示することとなります。

この間に異議申出があった場合は、令和 6 年 11 月 18 日月曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議いただくこととなります。

【木村部会長】　事務局から、そのほかに何かありますか。

【事務局】基準部長　最後に事務局から一言御礼申し上げたいと思います。部会の決定がそのまま本審の答申ということでございますのでこれをもって労働局長の方に答申いただいたということでございます。本来であれば局長から御礼申し上げますところ私から代わって、御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それぞれお立場がある中でこの特賃は、労使双方のコンセンサスで議論されるということだと思います。双方ご主張等々ある中いろいろ数字を鑑みていただき全会一致ということに至ったことに御礼を申し上げたいと思いますし、公益委員の皆様におかれましてもご調整いただきましてありがとうございました。今後事務局といたしましては、12 月 31 日改正発効に向けまして必要な手順を経て滞りなくこれを行えるようにしっかり努めてまいりたいと思いますし、周知にも努めてまいりたいと思います長い時間、遅くまでありがとうございました。

【木村部会長】　全会一致の取りまとめにご協力いただきまして誠にありがとうございました。これで、本専門部会を終了いたします。